

第24回長崎大学学長選考会議議事要旨

1 日 時 平成23年6月2日(木) 10:00～11:15

2 場 所 長崎大学事務局第3会議室

3 議 事

(1) 第2次学長候補者の選出等について

総務部長から、新任委員に対して、学長選考会議の任務、学長の選考手続き等の全体的な流れ、1月20日の会議で決定した学長候補者の選考日程について、参考資料1の流れ図等により概要説明があった。

議長から、教育研究評議会から推薦された第1次学長候補者2人について、学長としての適性を審査し、第2次学長候補者を選出する案件である旨の説明と、経営協議会学外委員からの推薦はなかった旨の報告があった。

引き続き、総務部長から、資料3に基づき、第1次学長候補者の片峰 茂及び勝俣 隆の両氏の推薦書、略歴書及び抱負について説明があり、手続き上の不備はない旨の説明が加えられた。

続けて、第1次学長候補者として選出されるまでの教育研究評議会における審議の状況報告があり、その報告を踏まえて、委員から一方の候補者に関し学長候補者としての適性に疑義があるのではとの意見もあったが、現段階においては書類のみで審査を行うこととなり、審議の結果、両氏を第2次学長候補者として選出することとなった。なお、選出理由は、「学長としての適性を評価し、上記2名を第2次学長候補者として選出した。」とすることとなった。

この後、選出された第2次学長候補者2人の氏名及び選出理由の学内への公表については、学内教職員ホームページに掲載することが確認され、また、報道機関には、第2次学長候補者の氏名及び現職等について情報提供することが併せて了承された。

なお、審議の過程であった主な意見等は、大要次のとおりである。

- 学長が候補者となっているので、教育研究評議会では、代理の議長を立てて議論をした。そこでは、抱負の記載内容の一部に関して疑義が出され、このまま候補者として推薦してよいのかという意見もあった。また、内容的な誤解があつて記載されているのではと懸念する意見等もあった。その際の議論として、評議会は第1次候補者としての審査を行うとなっているが、面接等の予定もない中で書面のみで審査するというのは、例えば法令に違反するような著しく不適格と言えるような明確なものがあれば別だが、そこまでの認定が

できないところで、候補者の立候補の権利を制限できないとのことから、結果として書類が整っていることをもって、第1次候補者に決定した経緯がある。

なお、今後の対応としては、少なくとも評議会から推薦する候補者については、実質的に審査ができるようなシステムを検討する必要があるとの認識に立っている。

- 教育研究評議会の結論を尊重はしつつも、本会議の責任という点で、事前面接の必要性があるか、ないか、それが一つの論点になる。今日、この場での面接というのは困難ではないか。
- 意向投票後に候補者が相応しいかどうか判断できる次のステップがあれば、その際に面接をする方法もある。本日は書類審査の位置付けでよいと思う。
- 今日の段階で面接をして、仮に候補者を降りていただくことになると、意向投票の前に実質的に決める形になる。やはり意向投票は形式的な要件を満たしている候補者がいるのであれば意向投票を行った方がよい。
- 今日の段階では第2次候補者というステージに上がる段階であるので、書類その他に不備がなければよいと思う。ただ面接のチャンスは残しておくべきだ。特に学外委員は内部のことをよく知らない。大変な事態が起るとすれば、28日の学長選考会議が意向投票と異なる決定をする時だと思う。その場合、ものすごいエネルギーと我々の決断が要る訳で、そのときに如何に面接その他をもって厳正に選考をやるというのが筋ではないかと思う。
- 選出理由については、教育研究評議会からの推薦書も両氏とも同じコメントであり、学外委員には見えがたいところがあるが、学長候補者として不適格とは書かれていない。前例に基づいた選出理由が資料4にあるがこれ以上に踏み込んだ理由の記載は難しいと思う。
- 書類は揃ってはいるが、教育研究評議会では抱負の記載内容の一部について不適切との意見も出されていることも考慮し、前例にとらわれない方がよいのではないか。
- 選出理由は具体的に書かず、今回は適性を審査する目的であるので「上記2名は学長としての適性を有すると判断した」という程度でよいのではないか。
- 選出理由は、内容に踏み込まないで「学長としての適性を評価し、上記2名を第2次学長候補者とする。」との程度でいかがか。

(2) 学内意向投票管理委員会委員の指名について

事務局から、教育研究評議会から選出された学長選考会議委員のうちから学内意向投票管理委員会委員長となる委員を指名する必要がある旨の説明があった後、議長から、委員の推薦が求められた。

これを受け学内委員から、中山委員を推薦する旨の発言があり、審議の結果、同委員に学内意向投票管理委員会委員に就任願うことが異議なく了承された。

(3) その他

ア 学長候補者選考時の面接の取扱いについて

議長から、学長候補者選考時の面接の取扱いについて、次のような経過説明があった。

学長候補者の選考に関する規則第14条第1項で、「学長選考会議は、学内意向投票の結果を参考に学長候補者を決定する際に、必要に応じて面接を実施する」旨が規定されている。この面接が任意規定であることに関し1月20日の本会議で、資料2-1のように学長選考の際には面接を行うべきとの意見が出され、議論の結果、この取扱いについては、今後学内での検討を経て、次の学長選考に間に合うよう規定改正の要否を含め検討することとなっている。また、今回の学長選考では、現行規則に沿って実施することで了承されている。

引き続き、議長から、規則第14条第1項に「学長選考会議は、必要に応じて、面接を実施することができる。」と規定されているが、6月28日の学長候補者の決定に向けて、本日面接の取扱いについて方向性を確認しておく必要があるので、まず、面接を行うのか、行わないのかを論議し、もし行うとなると、学内意向投票の結果を見る前に行うのか、あるいは見た後に行うのか、見た後に行うならば2人とも行うのか、あるいは得票第1位のみに行うのかについて、審議いただきたい。

以上のような議長からの提案を受けて、審議の結果、①学長選考会議が責任を持って候補者を選考する法律の趣旨に則って、学内意向投票の結果を見た上で、2人の第2次学長候補者の面接を行い、総合的に最終の選考を行うこと、②面接の方法としては、1人30分程度とし、15分程度で抱負の説明を求め、その後15分程度で質疑応答を行うこととし、その面接の順序は氏名の50音順で行うこと、③事務局から候補者に面接を行う旨の連絡をして待機願うことが決定された。

なお、審議の過程で、大要次のような意見交換が行われた。

- 候補者との面接なしに書類審査だけで決めることは、本会議としての責任をまったく果たしていないことになるので、面接をすることが基本ではないか。
- 面接を意向投票の前か、あるいは投票の結果を見てするのかは、結果を見てからの面接でよいと思う。
- 意向投票の結果は、我々が情報として持っているが、面接の時点では判断をくみず、その後に、総合的に判断して最終の候補者を選出することになる。
- 意向投票で得票一位の人を面接すればよいと思う。相応しいかどうかの判断をすればよいので、やっぱり駄目と思ったら駄目と判断すべきである。そうしないと、意向投票する意味がない。それなら、ここで決めてしまえという話になるので、やはり意向投票

の結果を尊重して、それを見て、そして1番が相応しければそれで決定してよいと思う。

- 意向投票の前に面接をすることは、現実には無理だと思う。意向投票の前にして、その意見が意向投票の事実まで揺さ振ることになるのは不可能ではない。それと、意向投票の後で、やはり面接をすべきとの意見があった場合にやればよいのではないか。
- 特に接戦になった場合に、本当に2人の意見を聞きながら、1票差、2票差ではなくて、大きな判断を求められる時があると思う。そういうときは、全候補者にしっかり意見を聞くべきではないかと思う。
- 意向投票をした後、結果を見て、それで必要であればそこで面接をするという形が一番いいのではないか。
- 意向投票後に、2人とも面接をすることがよいと思う。
- 法人化後のこの制度は、選挙ではなく、あくまで意向投票であり、学長候補者を決めるのは学長選考会議がすることとなっており、意向投票はあくまで参考である。つまり、意向投票の結果に反して候補者を決定することも可能である。仮に、そのような事態でも公正に選考したことを示す必要がある。
- 意向投票の結果を踏まえて、面接をして判断する必要があると思う。
- 得票に差がつくときも、差がないときも考えられ、そのような状態のときは絶対2人に面接をしないといけないとか、その決め方は非常に難しくなるので、やるなら2人とも面接をやると決定したらどうか。
- 学長選考会議の責任を考えて、そこを重要視するのであれば、2人とも面接をすべきである。
- 圧倒的に差がついた場合には、1人でよいのではないかと思う。
- 本会議で学長候補者を決めるので、2人とも意見を聞かないとおかしい。2人に面接をして、その結果で決めたいと思う。我々は当然意向投票の結果は知っているという前提でよいと思う。

イ 学内意向投票管理委員会委員について

議長から、資料5のとおり、各部局等から選出された学内意向投票管理委員会委員について説明があり、確認された。

ウ 学内意向投票の日程及び次回学長選考会議の開催日時について

総務部長から、学内意向投票の日程及び次回学長選考会議の開催日時について、会議次第等により次のとおり説明があった。

- ・ 公示日 6月14日(火) 9時00分
- ・ 不在者投票 6月20日(月) 9時30分から6月27日(月) 16時30分まで

(再投票以降の不在者投票は実施しない。)

- ・学内意向投票 6月28日(火) 11時00分～13時00分
(歯学部投票所・病院投票所 8時30分～13時00分)
- ・学長選考会議 6月28日(火) 14時30分～16時30分(終了予定)
(再投票の場合) 6月28日(火) 19時30分～20時30分(終了予定)
(再々投票の場合) 6月29日(水) 14時00分～15時00分(終了予定)

(以上)